

多文化まちづくりの会補助金交付要綱

平成 28 年 8 月 19 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、中央区内での多文化共生を推進し、外国人が住みやすいまちづくりを実現するため、区内の外国人コミュニティを主体として構成される「多文化まちづくりの会」の活動に関する年間の運営経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業の対象となる者は、「多文化まちづくりの会」とする。

2 「多文化まちづくりの会」（以下、「補助事業団体」という。）とは、中央区内の外国人コミュニティを主体として構成され、「多文化まちづくりの会規約」に基づき中央区内の多文化共生を目的として活動する会である。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 中央区内で実施する事業であること
- (2) 多文化共生を目的とした事業であること
- (3) その年度内に実績報告のできる事業であること
- (4) 営利を主目的とした事業でないこと
- (5) 宗教的活動及び政治的活動でないこと
- (6) 法令に違反するものでないこと

(対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助の対象となる事業において要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務費（委託料含む）
- (2) 事業運営費
- (3) その他、中央区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(交付申請)

第 5 条 補助事業団体は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を当該補助を受けようとする 1 か月前までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 年間事業計画書

(3) 年間収支計画書又はそれに代わる書類

(交付の決定)

第6条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請後概ね1カ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 補助事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の交付決定通知を受領後、補助金請求書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書(様式第5号)

(2) 事業の実施状況が確認できる書類

(3) 事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(交付額の確定等)

第9条 区長は、第6条第1項により交付を決定した額を最高限度額として、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行う。交付額確定後は、次に掲げる書類により、速やかに補助事業団体に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第6号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し)

第10条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 区長が、交付決定の一部または全部を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業団体はその支払われた補助金の過払い額を区長の指定する納付期限までに返還しなければならない。

2 区長は、第 9 条により補助金の交付額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

中央区長宛

住所

団体名

代表者名

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称		
目的及び内容		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金等の額	円	
算出の基礎		
添付書類	・年間事業計画書 ・補助事業等に係る年間収支計画書又はこれに代わる書類	

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

中 央 区 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

中 央 区 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金請求書

令和 年 月 日

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

中央区長宛

住所

団体名

代表者名

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）			
口座番号				
口座名義				

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状（様式第12号）を提出すること。

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

中央区長宛

住所

団体名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称		
補助事業等の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金等の額	(円) 円	
添付書類	・年間事業計画書 ・補助事業等に係る年間収支決算書又はこれに代わる書類	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額等確定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

様

中 央 区 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金額等の確定額	円
特 記 事 項	

様式第7号（第10条関係）

補助金等交付決定取消通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

中央区長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	